4　競争に参加することができない者
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　申請書及び審査に必要な書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者
⑷　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
⑸　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては、経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日が平成30年10月30日以降のもの、随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日が一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の１年７ヶ月前の日以後のものに限る。）を受けていない者
⑹　数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体であって、上記４の⑴～⑸に該当する構成員を含む者
⑺　測量・建設コンサルタント等の営業に関し、法律上必要な資格を有しない者

5　競争参加の資格及びその審査
⑴　建設工事契約　上記４の競争に参加することができない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行う。
①　総合数値の算定方法
ア　経営に関する客観的事項の審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・A
イ　専門技術者に関する審査数値・・・B
ウ　工事成績の審査数値・・・・・・・C
審査結果の総合数値算定方式
Ａ＋Ｂ＋Ｃ
②　各事項の付与数値［表のため略。］
③　共同企業体（数人の建設業者が共同して工事を施工するため、協定により結成した企業体）の総合数値の算定方法は、次に掲げる数値を上記５の⑴の②の各事項の付与数値にあてはめるものとする。
ア　経営に関する客観的事項の付与数値
ａ　許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高は、各構成員の当該完成工事高の合計額
ｂ　自己資本額及び平均利益額は、各構成員のそれぞれの合計値
ｃ　経営状況の数値は、構成員の算術平均値
ｄ　技術力に係る技術職員数及び元請完成工事高は、各構成員のそれぞれの合計値
ｅ　その他の審査項目（社会性等）は、構成員の算術平均値
イ　専門技術者に関する付与数値は、各構成員の職員の合計値
ウ　工事成績の付与数値は、共同企業体と構成員の工事評定点から得られる数値
⑵　測量・建設コンサルタント等契約　上記４の競争に参加することができない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行うものとする。
①　総合数値の算定方法
ア　年間平均測量等実績高の審査数値・Ａ
イ　自己資本額の審査数値・・・・・・Ｂ
ウ　流動比率及び営業年数の審査数値の合計値・・・・・・・・・・・・・・・・Ｃ
エ　専門技術者に関する審査数値・・・Ｄ
オ　施行成績の審査数値・・・・・・・Ｅ
審査結果の総合数値算定方式
Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ
②　各事項の付与数値［表のため略。］

6　資格審査結果の通知
資格審査の結果は文書にて通知（郵送）する。

7　資格の有効期間及び更新手続
⑴　競争参加資格の有効期間　令和３年４月１日から令和５年３月31日までとする。なお、随時受付に申請した場合は、資格を付与されたときから令和５年３月31日までとする。
⑵　有効期間の更新手続　上記７の⑴の有効期間の更新を希望する者は、令和４年10月以降に令和５・６年度に係る競争参加者の資格に関する公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所
別記１の「本社（店）所在地及び申請書の郵送先」に同じ。

9　その他
⑴　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。
⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取り扱い　今回の申請時において会社更生法に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
　また、令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
　なお、更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格が取り消される場合がある。
⑶　合併等により新たに設立された会社等の取り扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
①　合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社
⑷　新型コロナウイルス感染症に係る一般競争（指名競争）参加資格審査の特例
①　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年10月29日から令和２年６月30日までの間に終了するものについての令和３年１月31日までの間における４⑸の規定の適用については、４⑸中「一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の１年７月前の日」とあるのは、「平成30年10月30日」とする。